



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Chile, Colombia, Dominican Republic, El Salvador, Honduras, Japan, Mexico, Panama, Uruguay

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程、特に第六条、第七条、第八条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第百十二条を想起し、

ローマ規程へのコミットメントを再確認し、国際社会全体が懸念する最も重大な犯罪が処罰を免れてはならないという決意を改めて表明するとともに、各国がこうした犯罪を真摯に捜査・起訴する意思と能力を持つことの重要性を再確認し、

締約国には、自国民をジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪から保護する責任があること、世界各地で起きている想像を絶する残虐行為が依然として人類の良心に深い衝撃を与え続けていること、そして、国際社会が懸念する最も重大な犯罪を防止し、終結させ、そのような犯罪の加害者の不処罰状態に終止符を打つ必要性と義務が、今や広く認識されていることを考慮し、

ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略罪が、世界の平和、安全および福祉を脅かすものであることを認識し、これらの犯罪が処罰を免れてはならないことを認識し、

国際刑事裁判所（ICC）、かかる犯罪に対する不処罰を終わらせ、その再発を防止し、国際人道法および人権の尊重を促進し、それによって自由、安全、正義および法の支配、ならびに武力紛争の防止に寄与するための不可欠な手段であることを確信し、

正義と平和は相互に補完し合い、互いに強化し合うものであると確信し、この点において、紛争に直面している社会に対し、平和的解決を通じて戦争から平和へと移行することを強く望み、

刑事司法手続きを補完する修復的措置を伴う、正義と和解のための真実和解委員会、国家賠償プログラム、再発防止の保証を含む制度的・法的改革などのを想起し、

持続可能な開発のために平和で公正かつ包摂的な社会を構築し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任を果たし、包摂的な制度を構築し、人権と基本的自由を擁護するための取り組みを強化するという公約を歓迎し、

正義、不処罰との闘い、ならびに国際社会が懸念する最も重大な犯罪の加害者およびローマ規程に基づき刑事責任を負う者に対する説明責任の追及は、不可分のものであり、今後もそうあり続けなければならないと確信し、この点において、ローマ規程への普遍的な加盟が不可欠であることを確信し、

ICC およびその役員および職員は、威圧を受けることなく、その任務および職務を遂行できるべきであると確信し、ICC、その職員、および市民社会を含む協力者に対する、制裁や同様の効果をもたらす措置を含む、あらゆる脅迫、攻撃、扇動、または干渉を遺憾に思い、

未執行の逮捕状の執行の見通しを高めるため、各国と裁判所との間の協力を改善するための実践的な解決策について、引き続き協議を行う必要性を認識し、

ローマ規程締約国会議（ASP）が、アディスアベバにあるアフリカ連合（AU）本部内に ICC の代表部

を設置することを決定したことを想起し、また、そのような代表部の設置が、アフリカ連合内およびアフリカ諸国間における同裁判所との対話ならびにその使命に対する理解を促進するものであることを改めて認識し、

ICC の現在の補完性原則に基づく方針は、不処罰のない世界を実現するという目標にもかかわらず、ICC を受動的な組織としてしか機能させず、その結果、汚職、資源不足、法的インフラの欠如といった世界的な司法制度における核心的な課題に ICC が取り組むことを妨げていることを認識し、

ICC がオランダのハーグに所在していることは、多くの国にとって不便をもたらし、意図せずして ICC 非締約国を含む多くの国々との対話に支障をきたす可能性があり、その結果、ICC の使命に対する理解や ICC との協力が損なわれてしまうことや、ICC 職員による調査など ICC の機能の遅延を招きかねないことを認識し、

ICC の地域代表事務所および裁判所の設置は、各国との対話を通して ICC およびその使命に対する理解を促進し、ICC の調査や裁判の早急性を向上し、さらに ICC が積極補完性の政策を実施することを可能にし、これにより ICC が協力国および締約国と積極的に関わり、国際犯罪の捜査および起訴を行うための国内司法機関を奨励、支援、および協力できるようになり、法的インフラおよび司法制度の改善への支援が可能になると確信し、

締約国の ICC への協力と分担金の支払いは ICC の機能継続に不可欠だと認識し、締約国の義務であると認識し、

締約国の積極的な協力や、分担金の支払いを促すためには、非協力・未払いに対しては ASP として非難し措置を実行し、積極的な協力や支払いは ASP として称える必要があると認識し、

ICC と締約国の互いの情報共有は ICC の機能強化に当たって必要だと認識し、

1. ローマ規程を完全に支持し、現職国家元首の非免責を含む ICC の現在の裁判制度の現状維持を支持する；
2. 諸国との対話を促進し、協力関係を醸成するとともに、ICC の調査または審理の対象となっている地域状況に対してより利便性の高い拠点を確保し、また、ICC が締約国へのアクセスを改善することで、各国の司法管轄機関による国際犯罪の捜査・起訴に対する ICC の支援や、法的インフラおよび司法制度の改善への支援を通じて、積極的な補完性に参加できるようにすることを目的として、以下の場所に ICC の代表部および裁判所を設置することを決定する：
 - a. エチオピア・アディスアベバにあるアフリカ連合（AU）本部への ICC 代表部の設置、
 - b. タンザニア・アルーシャへの裁判所の設置、
 - c. ウルグアイ・モンテビデオへの ICC 代表部および裁判所の設置、
 - d. 日本・東京への ICC 代表部および裁判所の設置、
 - e. ヨーロッパへの ICC 代表部および裁判所の設置；
3. 可能な締約国や ICC と連携・協力し、必要な締約国に対して司法能力の構築に対する以下の技術支援を行い、すべての締約国が ICC に協力できる体制になるよう整備し、各国内での司法制度の充実を目指すことを決定する：
 - a. 可能な締約国や ICC と協力し、技術支援を求めている締約国へ司法に関する専門家によって構成された少人数チームを以下の基本原則のもと作成し、派遣する、
 - i. 当該国の紛争状況や和系プロセスを尊重すること、

- ii. 国内司法制度の整備を支援すること、
 - iii. 裁判官・検察官への研修を実施すること、
 - iv. 必要に応じて制度改善を当該国と協議すること；
- b. ICC と協力し、司法能力の構築のためのガイドラインを作成し締約国に公開する、
- c. 可能な締約国や ICC と連携・協力し、すべての締約国が十分な司法能力を保持するために可能な限り最善を尽くし、技術支援をする；
4. 国際社会において、ICC の透明性と信頼を構築するため、独立専門家審査（IER）における可能な限りの ICC の情報公開や ICC の独立性における監査の強化を決定する；
5. ICC に対し、捜査を開始する際に以下の事項について考慮したか否か及びその判断理由の透明性を確保することを求める審査の有無や、審査自体の透明性を強化することを求める；
- a. 国家主権に与える影響、
 - b. 国内の政治的及び人道的状況、
 - c. 国際の平和及び安全に与える影響；
6. 裁判所及び審査メカニズムに対し、独立専門家レビュー（IER）勧告の実施状況及び ICC 改革の進捗について、締約国会議に定期的な報告を継続して提供するよう奨励する；
7. 締約国が以下枝分 a に記載されている行動を含む、ICC へ非協力的な行動を行い、ICC がその課題解決を ASP に付託した場合、ASP は当国を 5 年以下の期間「非協力締約国」と定め、当国の事情やどのような非協力的な行動を行ったかを考慮して以下枝分 b に記載されている措置を実行し、当国に対して以下枝分 c に記載されている内容をまとめた「履行改善計画書」の提出を要請すること、そして可能な締約国や ICC と連携・協力し、**主文 3** の通りに必要な技術・司法支援を可能な限り提供することを決定する：
- a. ICC への非協力的な行動は以下を含む：
 - i. ICC、およびその職員の業務の執行への妨害、
 - ii. ICC、およびその職員に対する、制裁や同様の効果をもたらす措置を含む、あらゆる脅迫、攻撃、扇動、または干渉、
 - iii. ICC による調査への非協力、
 - iv. ICC により発行された逮捕状の履行への非協力、
 - v. ICC への分担金の半分以上の 3 年間継続した未払い、
 - vi. 上記以外の ICC によるあらゆる協力の要請に対する非協力；
 - b. 「非協力締約国」に対し、以下の措置を下す：
 - i. 分担金の 10% 以下の金額の罰金、
 - ii. 「非協力締約国」である期間、裁判官候補の推薦権の剥奪、
 - iii. 「非協力締約国」である期間、当国出身者の ICC 裁判官の辞職勧告、
 - iv. 「非協力締約国」である期間、裁判官選出の投票権の剥奪；
 - c. 「履行改善計画書」は以下の内容を記載する：

- i. 非協力的な行動をとってしまった理由、
 - ii. 今後の ICC との協力予定、
 - iii. 必要な技術・司法支援、
 - iv. 協力再開までの期限；
8. ICC の職員組合協議会（SUC）に対し、ICC 職員やその親族などをいかなる権利の侵害から擁護するために、以下の措置の実行・導入を要請する：
- a. ICC 職員がその職務の特性により経済制裁や同様の効果をもたらす措置によってその財産が侵害された場合、失った財産を満額補填ができるよう保険制度の設立、
 - b. ICC 職員の名誉が侵害された場合、名誉回復のための認知拡大および啓蒙活動の実行、
 - c. 言われのない批判を受け ICC 職員が心理的ダメージを負った場合、必要に応じて心理カウンセラーを用意し、当職員の心理的なリハビリの支援、
 - d. ICC 職員が安心して職務を全うできるよう、職員から申請を受けた場合職員の家族・その他必要性の認められる人を保護する制度の構築。